

地震被害 自治労共済給付チャート図

① 「火災共済」に加入されていますか

はい 質問②へ

いいえ 共済金（ア）が対象です

② 自然災害共済に加入されていますか？

はい 質問③へ

いいえ 共済金（ア）（イ）が対象です

③ 建物または家財の損害額が 20 万円を超えていますか？

超えている 質問④へ

超えていない 共済金（ア）（イ）が対象です

④ 建物または家財の損害額が 100 万円を超えていますか？

超えている 質問⑤へ

超えていない 共済金（ア）（イ）（ウ）が対象です

*自然災害共済 20 口未満の場合は共済金（ア）（イ）のみ

⑤ 大型タイプの契約ですか？

大型タイプです 共済金（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）が対象です

標準タイプです 共済金（ア）（イ）（ウ）（エ）が対象です

共済金（ア） 住宅災害見舞金

建物の損害額（全労済の認定基準に基づき計算された損害額）が 20 万円を超える場合に、下記のとおり 『住宅災害見舞金』をお支払します。

自然災害共済による損害 (損害額 20 万円以上)	全 壊	70%以上	50,000 円
	半 壊	20%以上 70%未満	25,000 円
	一部壊	損害額が 20 万円以上	5,000 円

■損害の対象となるもの（一部壊の場合のみ認定対象）

- 付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害は損害額の計算に含みます。
- 付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害は損害額の計算に含みます。

■損害対象とならないもの

- 付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害は損害額の計算に含まれません。
- 付属工作物（門・塀・垣根など）の損害は損害額の計算に含まれません。
- 家財の損害は損害額の計算に含まれません。

共済金（イ） 地震等災害見舞金

30 口以上の契約があり、かつ建物の損害額が（全労済の認定基準に基づき計算された損害額）20 万円を超える場合に限り 『地震等災害見舞金』をお支払いする場合があります。なお、この見舞金は年間総支払限度額の範囲内でのお支払いのためお約束するものではありません。

損害程度		加入口数	
		29 口以下	30 口以上
全壊	70%以上	対象外	100,000 円
大規模半壊	50%以上	対象外	60,000 円
半壊	20%以上	対象外	50,000 円
一部壊	20 万円超	対象外	10,000 円

■損害対象とならないもの

- 付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害は損害額の計算に含みません。
- 付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害は損害額の計算に含みません。
- 付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害は損害額の計算に含みません。
- 付属工作物（門・塀・垣根など）の損害は損害額の計算に含みません。
- 貸家契約・空家契約は対象となりません。
- 家財の損害は対象となりません。

共済金（ウ） 地震等特別共済金

自然災害共済（住宅もしくは家財）に 20 口以上の契約があり、住宅の損害額が 20 万円を超え、100 万円以下の場合に『**地震等特別共済金**』お支払いします。

<標準タイプ> 「地震等特別共済金（1 世帯あたり 3 万円）」

<大型タイプ> 「地震等特別共済金（1 世帯あたり 4.5 万円）」

■ 損害の対象となるもの（一部壊の場合のみ認定対象）

- 付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害は損害額の計算に含みます。
- 付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害は損害額の計算に含みます。

■ 損害対象とならないもの（付属建物等特別共済金でのお支払いとなります。）

- 付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害は損害額の計算に含みません。
- 付属工作物（門・塀・垣根など）の損害は損害額の計算に含みません。

共済金（工） 地震等共済金

- ① 地震の場合は、建物の損害程度により共済金の額を決定します。
- ② 建物の損害額（全労済の認定基準に基づき計算された損害額）が 100 万円を超える 場合に限り『**地震等共済金**』をお支払します。家財契約のみの場合も同様です。
- ③ 建物の損害額が 100 万円に満たない場合であっても、家財の損害額（全労済の認定基準に基づき計算された損害額）が 100 万円を超える場合は共済金をお支払します。ただし、家財契約がある場合に限り適用し、家財共済金のみお支払いします。

共済金（オ） 付属建物等特別共済金

大型タイプの住宅契約に 20 口以上の契約がある方で、付属建物または付属工作物に 20 万円を超える損害が生じたとき、『**付属建物等特別共済金**』をお支払いします。

<大型タイプ> 「付属建物等特別共済金（1 世帯あたり 3 万円）」

* 付属建物・付属工作物・物置・納屋・車庫・門・塀・垣・カーポートなど

以 上

詳細は、「じちろうセット共済パンフレット」でご確認ください。